

令和2年7月17日

野木町農業委員会第37回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第37回総会 会議録

1. 開催日時 令和2年7月17日（金）午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
 会長 5番 黒 須 市 郎
 会長職務代理者 1番 田 村 良 実
 委員 2番 柿 沼 誠 3番 古 澤 清一郎
 4番 舘 野 アサ子 6番 岡 村 徳 一
 7番 鈴 木 誠 8番 鈴 木 正 義
 9番 冨 岡 光 一
4. 事務局職員 潮事務局長・猪瀬次長兼庶務農地係長・手島主任
5. 付議案件
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第3号 農用地利用集積計画の策定について
 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理
 報告について
 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について

「議 事」

- 事務局長 開会を宣言（午前10時）
- 議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、議席番号1番 田村良実委員、2番 柿沼誠委員を指名した。書記には、手島主任を指名した。
議事に入る旨を告げる。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。
- 事 務 局 議案第1号について説明。
（1件目）
丸 林 2筆 1, 599㎡ 登記簿・現況ともに 畑
譲渡人 A 氏
譲受人 B 氏
権利の移転 売買による所有権移転
事由の概要 譲受人の農業経営規模拡大のため
- 議 長 丸林地区担当調査員の報告を求めた。
- 2番委員 7月10日9番委員、地元委員の6番委員、地元推進委員と現地調査を行った。立会人は譲受人のB氏。
利用計画が畑として果樹を植えるとのこと。この地域は土地改良区内の水田である。水田としての利用が進んでいるにも関わらず、果樹を植え畑として利用することは地域全体の水田の効率的利用を分断することとなると思われる。
- 議 長 質疑はないか諮った。
- 9番委員 今回の申請が通らなければ、B氏は田として申請することも考えているとのこと。
- 7番委員 現在のB氏は何を作っているのか。
- 推進委員 今は何も作っていない。うなっているだけ。

事務局 B氏は5月の総会で利用権設定をしており、果樹を植えるとの計画である。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑無し) 地元意見の委員を求めた。

6番委員 調査員の説明の通り問題があると思われる。

8番委員 B氏は新規就農者でもあるので、今後委員会や町で教育・指導していく必要があるのではないか。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 質疑が無いため、議案第1号について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手しない) 不許可に賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手) 全員不許可に賛成と認め不許可とすることを告げた。
次に、議案第1号2件目、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めた。

事務局 議案第1号2件目について説明。
南赤塚 1筆 1, 345㎡ 登記簿 畑・現況 田
譲渡人 C氏
譲受人 D氏
権利の移転 売買による所有権移転
事由の概要 譲受人の農業経営規模拡大のため

議長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

8番委員 7月15日、5番委員、1番委員、地元推進委員と代理人の立ち合いの下調査を行った。C氏は64歳で南赤塚在住だが、健康上問題があり、農業ができないため、売却することとなった。現地は稲が植わっている。D氏は77歳で古河市の新規就農後1年の農家。西洋ミツバチ農業を行う。先月ソバを育てると3条申請により隣接の内を譲り受けているが、ヨトウムシが発生し、本申請地と併せて西洋ミツバチ農業を行う。繁忙期には妻と息子が手伝う。申請地を十分に耕作できることを確認。問題は無いと思われる。

議長 質疑はないか諮った。

1番委員 C氏は農業を行うのは難しく、D氏が耕作してもらうのは良いことだと

思う。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 質疑が無いため、議案第1号(2件目)について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手) 全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第2号について説明。
野 木 1筆 499㎡
登記簿・現況ともに畑
譲渡人 E氏
譲受人 F氏、G氏 持ち分2分の1ずつ
事由の概要 住宅敷地
権利の設定又は移転の内容 売買による所有権移転

議 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

3番委員 7月13日、7番委員、地元推進委員と共に、代理人の立ち合いの下調査を行った。E氏所有の農地を古河市在住のF氏とG氏が売買により持分2分の1ずつ所有し住宅を建てる。境界杭を全て確認。3種農地であり、なんら問題は無いと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

9番委員 調査委員の報告のとおりで、なんら問題は無いと思われる。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、本件を許可とすることに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め、許可することを告げた。
次に、議案第3号農用地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第3号について説明
(1件目)
更新 野 木 3筆 7,416㎡ 現況 畑
設定する者 H氏
設定を受ける者 I株式会社

期間 令和2年8月1日から令和7年7月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払い時期 毎年12月20日までに支払い

(2件目)

更新 野 木 1筆 2,674㎡ 現況 畑
野 渡 1筆 451㎡ 現況 畑
計 2筆 3,125㎡

設定する者 J 氏

設定を受ける者 I 株式会社

期間 令和2年8月1日から令和7年7月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払い時期 毎年12月20日までに支払い

(3件目)

更新 野 木 5筆 6,334㎡ 現況 畑
野 渡 2筆 1,519㎡ 現況 畑
計 7筆 7,853㎡

設定する者 K 氏

設定を受ける者 I 株式会社

期間 令和2年8月1日から令和7年7月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払い時期 毎年12月20日までに支払い

(4件目)

更新 野 木 1筆 1,501㎡ 現況 畑
野 渡 2筆 6,558㎡ 現況 畑
計 3筆 8,059㎡

設定する者 L 氏

設定を受ける者 I 株式会社

期間 令和2年8月1日から令和7年7月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払い時期 毎年12月20日までに支払い

(5件目)

更新 野 木 3筆 2, 823㎡ 現況 畑
設定する者 M 氏
設定を受ける者 I 株式会社
期間 令和2年8月1日から令和7年7月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払い時期 毎年12月20日までに支払い

(6件目)

更新 野 木 3筆 3, 345㎡ 現況 畑
設定する者 N 氏
設定を受ける者 I 株式会社
期間 令和2年8月1日から令和7年7月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払い時期 毎年12月20日までに支払い

(7件目)

更新 野 渡 1筆 463㎡ 現況 畑
設定する者 O 氏
設定を受ける者 I 株式会社
期間 令和2年8月1日から令和7年7月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払い時期 毎年12月20日までに支払い

(8件目)

新規 南赤塚 1筆 1, 193㎡ 現況 畑
設定する者 P 氏
設定を受ける者 Q 氏
期間 令和2年8月1日から令和6年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり7,000円
借賃の支払い時期 毎年12月末日までに支払い

(9件目)

新規 南赤塚 3筆 4, 741㎡ 現況 田及び畑

設定する者 R 氏
設定を受ける者 Q 氏
期間 令和2年8月1日から令和6年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり7,000円
借賃の支払い時期 毎年12月末日までに支払い

(10件目)

新規 南赤塚 2筆 2,135㎡ 現況 田及び畑
設定する者 S 氏
設定を受ける者 Q 氏
期間 令和2年8月1日から令和5年12月31日
利用権の種類 使用貸借権

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第3号について決議することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手) 全員賛成と認め承認することを告げた。次に、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の報告を求めた。

事務局 報告第1号について説明。
友 沼 2筆 2,668㎡ 登記簿 山林・畑 現況 田
届出人 T 氏
事由の概要 共同住宅敷地

議長 この案件は調査不要であることを告げ、次に、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について、事務局の報告を求めた。

事務局 報告第2号について説明。
南赤塚 1筆 1,345㎡ 登記簿 畑・現況 田
貸貸人 U 氏
賃借人 V 氏
解約理由 賃借人の都合による
合意解約日 令和2年7月1日

議長 この案件は調査不要であることを告げた。議案第1号から第3号、報告第1号から第2号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、

事務局の説明を求めた。

事務局 ①令和2年度標準農作業料金の改正について
②農業委員会活動記録簿の提出について
③その他

議長 他に何かあるか諮った。(別になしの声あり)
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前11時20分)